

平成 23 年 1 月 20 日
危機管理室防災課

前橋市との災害に関する協定の締結について

1 前橋市との協定

区では、防災体制の強化を図るため、平成 22 年 2 月に「災害に関する各種協定の締結指針」を策定し、自治体間の協定を、自治体の規模・地域等を踏まえた「災害時総合応援協定」、「災害時物資等支援協定」、「災害時隣接自治体応援協定」の 3 種類に定めた。

この指針に基づき、平成 23 年 1 月 6 日に前橋市との間で、災害時総合応援協定を締結した。

2 協定内容

協定には、次のような応援の内容を盛り込んでいる。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫ならびに施設の応急復旧に必要な資器材および物資の提供および斡旋
- (2) 食糧、飲料水および生活必需物資ならびにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援ならびに救助活動に必要な車両等の提供および斡旋
- (4) 救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等の斡旋
- (6) その他特に必要と認められるもの

なお、第 10 条では、災害時に円滑な応援活動を行えるよう、他都市との協定にはない、平常時における都市間の様々な分野での相互交流についても定めている。

3 平常時の都市間の相互交流（当面）

【練馬区】

- ・ 防災訓練への相互参加（平成 22 年 9 月 5 日実施した平成 22 年度練馬区震災訓練に前橋市が参加）
- ・ J : COM「ねりまほっとライン」による協定都市の紹介
- ・ 区民防災組織による交流
- ・ 照姫まつり等への参加受入れ

【前橋市】

- ・ 自主防災会同士の交流
- ・ コミュニティFM への相互参加
- ・ 観光、体験交流等

4 住民相互の交流

区民および前橋市民同士の連携や交流について促進し、本協定の実効性について高めていく予定である。

5 区民等への周知


- ・ 区報（平成 23 年 2 月 1 日号）への掲載
- ・ 2 月の前半に J : COM「ねりまほっとライン」で、平成 22 年度中に協定を締結した西東京市、埼玉県和光市、群馬県下仁田町とともに紹介する予定である。
- ・ 区ホームページへの掲載
- ・ 企画総務委員会（平成 23 年 1 月 25 日開催）へ報告

(参考)

前橋市

前橋市は群馬県の政治・文化・経済の中心都市として、また北関東の中核都市として発展を続けておりますが、「水と緑と詩（うた）のまち」としても有名であり、赤城、榛名の山並みを背景に豊かな水をたたえた利根川や広瀬川などが市街地を流れ、萩原朔太郎をはじめとする多くの詩人を生んだ詩情豊かな街でもあります。平成 16 年 12 月 5 日に大胡町・宮城村・粕川村、平成 21 年 5 月 5 日に富士見村と合併し、赤城山山頂まで市域を広げ、人口 34 万人の都市になりました。

東京から 100km 圏、我が国のほぼ中央にある本市は既存の高速交通網に加え北関東自動車道が整備されるなど、限りない発展の可能性を有しております。

- ・ 市章  前橋の旧藩主だった松平氏の馬印（輪貫）からとったもの
- ・ 市の木・花 けやき・いちょう、ばら・つつじ
- ・ 面積 311.64 k m²
- ・ 人口 344,994 人（平成 22 年 3 月 31 日現在 住民基本台帳）
- ・ 合併状況 平成 16 年 12 月 前橋市・大胡町・宮城村・粕川村が合併
平成 21 年 5 月 前橋市・富士見村が合併
- ・ 市長 高木 政夫
- ・ 職員数 2,790 人（平成 21 年 4 月 1 日現在）
- ・ 主要産業 輸送用機械・電気機械・食料品・農業
- ・ 特産品 創作こけし、絹製品、豚肉料理、焼きまんじゅう、木工家具、イチゴ、なし、しいたけ、ほうれんそう等
- ・ 学校数 小学校 49 校 中学校 22 校（いずれも分校を除く）
- ・ 財政規模 平成 22 年度一般会計当初予算額 1,372.6 億円

北関東・新潟地域連携軸推進協議会ホームページなどに基づき作成

練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と前橋市（以下これらを「協定都市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市のいずれかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及び斡旋
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資器材の提供
- (3) 救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- (4) 救援、医療、防疫その他応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等の斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、次の事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援を行った当事者（以下「応援都市」という。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

（損害補償等）

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中又は被災都市への往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。

(2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的活動)

第7条 協定都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援のために派遣された職員は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

2 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(相互交流)

第10条 協定都市は、災害時に円滑な応援活動をするため、平時における様々な分野の交流を通して、相互の理解と信頼を深めるよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成23年1月6日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、署名し、各1通を保有するものとする。

平成23年1月6日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号

練馬区

練馬区長

志村豊志郎

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市

前橋市長

高木政夫

前橋市、練馬区と災害協定

迅速応援に期待 平時に訓練も

前橋市と東京都練馬区は、災害時の職員派遣や物資の提供で協力し合う相互応援協定を結んだ。市はすでに全国67自治体と同様の協定を結んでいるが、都内の自治体とは初めて。従来の協定より踏み込み、平時の防災訓練や民間レベルの交流など包括的な協力関係を築く。

政府の地震調査研究推進本部によると、2010年1月1日から30年以内に震度6弱以上の地震を観測す

る確率は、前橋市役所周辺が2・5%なのに対し、練

馬区役所周辺は21・1%。区は防災課に20人以上の職員を配置するなど態勢の強化に努めており、協定の締結も区側から打診があった。地理的に同時被災の危険

性が低い一方、関越自動車道で直結していることから迅速な応援が期待できる。市は「大規模災害の経験がない前橋にとって、平時の協力も盛り込んだ協定は勉強になる」としている。

東京の練馬区と災害時応援協定

前橋市

前橋市と東京都練馬区は8日、地震などの大規模災害に被災した場合を想定し、相互応援協定を結んだ。物資の支援や見舞金の送付などの応援にどうもならず、職員派遣やボランティア紹介などの人的支援もする。同日付で施行。

前橋市にとって関東南部の自治体との協定は初めて。これまで新潟県湯沢町や埼玉県熊谷市など、市町と協定を結んでいるが、それらとエリアが違つ自治体と締結することでより効果的な防災対策をとれるようにした。昨年2月ごろから、両市区議会の交流をきっかけに、調整が続けてきた。

練馬区と災害支援協定

前橋市、物資供給などで

前橋市と東京都練馬区は、災害時に必要物資などを送る相互協定を結んだ。両自治体は関越自動車道を通り、距離は約100キロ以上離れている。このため「大地震のときにも双方が大規模な被害を受けざる可能性が低い」（前橋市安全安心課）ためとしている。

前橋市が都内の自治体と災害時の支援協定を結ぶのは初めて。同協定は地震などで大規模な被害が発生した際、相手の自治体に支援を要請するもので、被災者の救出や治療、生活に必要な物資を送るほか、保健所職員なども派遣する。支援に要した費用は原則、被災した自治体が負担する。協定には平常時の交流促進も盛り込んだ。災害以外の分野でも両自治体の関係を強化し、ノウハウや経験の共有につなげる。

1/9 読

1/8 朝日

1/8 読

練馬区と災害協定締結 前橋市

前橋市は6日、東京都練馬区と災害協定を結んだ。災害協定として初めて、商工業や市民交流を含めた平時の交流を盛り込んだ。区内の祭りに参加して観光や特産品をPRするほか、赤

城山の自然や前橋の食を体験するツアーを企画するなど、姉妹都市に準ずる民間交流を推進して災害時の円滑な連携に結び付ける。協定は大災害が発生した場合、被災者の救出、復旧

に必要な資機材や医療、食料、飲料水の提供、職員派遣などを決めている。このほか、民間交流を進めるため、平時の相互交流推進を条文中に明記した。

防災訓練への相互参加、自治防災組織の交流に加え、練馬区はケーブルテレビなどで配信する情報番組で災害協定や前橋市の情報を紹介。10月の練馬まつりなど

で市のブースを開設する。市は春に開局する「まえばしCITYエフエム」で区の情報を発信。赤城山などの観光資源を活用した観光や体験企画を民間と協力して提供する。

練馬区が、相互に災害を受けにくい距離、人口規模(練馬区70万人、前橋市34万人)などを基準に、前橋市に協定を打診していた。

東京都練馬区と災害時応援協定

前橋市

前橋市と東京都練馬区は6日、地震などの大規模災害時に被災者の救出や食糧支援などを相互に行う応援協定を締結した。志村堂志郎・練馬区長が前橋市役所を訪れ、高木政夫市長と協定書に署名し参加などを通じて連携

を深める。

応援協定は、救助や救済活動のほか、車両の提供▽職員の出動▽ボランティアのあっせんなど。これまで67の自治体と災害に関する協定を結ぶ前橋市にとって都内の自治体とは初めての協定。市安全安心課の高橋秀男課長は「防災意識の高い練馬区民と交流できれば、災害が少ないとされる前橋市民の防災意識も高まるのでは」と話す。【奥山はるな】